

令和6年度 田川市放課後児童クラブ利用案内

1 趣旨

保護者が就労などで家にいない家庭における児童(小学校1年生～6年生)に遊びや生活の場を与え生活指導を行い、児童の健全育成を図るものです。

2 対象児童

放課後、保護者が就労等の理由で不在にしている、田川市内の小学校に在籍する小学校1年生から6年生までの児童

3 開所時間及び休所日

- (1) 登校日(給食が無い日も含む) … 授業終了 ～ 18:30
- (2) 土曜日、長期休暇(春、夏、冬休み)、学校行事の代休日 … 8:00～18:30
- (3) 休所日 … 日曜日、祝祭日、お盆(8/13～15)、年末年始(12/29～1/3)

【以下の点にご留意ください】

- ・ 台風、大雪などで小学校が休校となった場合は、児童クラブも臨時で休所となります。
- ・ インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症等で小学校を閉鎖する場合は、当該小学校の児童クラブは休所となります。
また、小学校で学年(学級)閉鎖を行う場合も、当該学年(学級)の児童はクラブの利用はできません。
- ・ 都合により上記の日以外に休所する場合は、予め各クラブを通してご連絡いたします。
- ・ 発熱、かぜ症状、腹痛など体調が悪いときは、ご家庭で見守り等していただくようお願いいたします。

4 開所場所

名 称	場 所	連 絡 先
猪位金児童クラブ	猪位金学園敷地内	070-1597-6791
弓削田児童クラブ	弓削田小学校 体育館2階	080-7250-6374
後藤寺児童クラブ	後藤寺小学校内 校舎内1階	080-7250-6358
大浦児童クラブ	大浦小学校敷地内 (旧大浦幼稚園)	080-7250-6375
大藪児童クラブ	大藪小学校敷地内 (旧大藪幼稚園)	080-7250-6311
田川児童クラブ	田川小学校 体育館2階	080-7250-6344
鎮西児童クラブ	鎮西小学校 体育館2階	080-7250-6315
伊田児童クラブ	伊田小学校敷地内 (旧伊田幼稚園)	080-7250-6405
金川児童クラブ	金川小学校 体育館2階	080-7250-6338

5 利用料及び保険料について

利用料及び保険料は、どちらも口座振替にて引落しをします。

以下(1)、(2)を確認のうえ、**必ず口座登録を行ってください。**

(1) 利用料

月の利用日数に応じて、以下表のA・Bいずれかの料金を翌月末(土・日等の場合は翌営業日)に**口座振替**にて引落しをします。

なお、引落ができなかった場合は翌月末に再度引落しを行います。

【利用料一覧】

月額	A 月1～9日利用の場合		B 月10日以上の利用の場合	
	8月以外	1,200円	8月以外	3,000円
	8月のみ	1,800円	8月のみ	4,500円

※利用料の減免について(詳細は6の項目を御覧ください。)

- ・市町村民税非課税世帯 … 上表の3分の1を減免
- ・生活保護世帯 … 全額減免

(2) 保険料

利用申請と共に(財)スポーツ安全協会の保険(年間800円)に加入が必要となります。

保険料(800円)は5月末に口座引落します。(年度途中で利用申請された方は、申請の翌月末に引き落とします。)

なお、保険加入は利用申請とセットであるため、**利用実績の有無に関係なく、申請の時点で保険料が発生します**のでご了承ください。

6 利用料の減免について

(1) 非課税世帯

申請書提出後、市で世帯の課税状況等を調査し、減免の対象となる方は利用料の3分の1を減免します。

ただし、**区域外通学等で本市に住所がない世帯、令和5年1月1日以降に本市に転入した世帯等は本市で税情報の確認ができないため、課税証明書の添付が必要です。(添付が無い場合、減免できません)**

(2) 生活保護世帯

福祉事務所(田川市役所生活支援課)が発行する**生活保護受給証明書を提出した場合に限り、**利用料を全額免除します。

なお、利用途中で生活保護開始又は廃止となった場合は教育委員会に報告してください。報告された翌月から利用料を変更します。

7 申込みに必要な書類

以下(1)～(3)の書類を作成し、提出してください。

	新規	継続	提出先
(1) 児童クラブ利用申請書	○	○	児童クラブ
(2) 勤労・就労証明書等	○	○	
(3) 田川市口座振替・ 自動払込利用申込書	○ ※1, 2	△ ※3	各金融機関

※1 利用料全額免除となる「生活保護世帯」の場合も、保険料支払いのため口座登録が必要です。

※2 既に兄弟児童が利用している場合も、新規で利用する児童は提出してください。

※3 未提出の方は必ず提出してください。

(1) 児童クラブ利用申請書 … 記入例を参考にご記入ください。

(2) 勤務・就労証明書等

保護者及び18歳以上65歳未満の同居の親族及び同居人の方は、

以下の①～④のうち該当する書類を提出してください。

①勤務・就労の方	「勤務・就労証明書(児童クラブ申込用)」 会社等に勤務している方は勤務先で記入してもらってください。 自営業・農業等に従事、または自宅で内職等をされている方は親族以外の第三者に記入してもらってください。 (<u>世帯で1人につき1枚提出します。</u>)
②学生の方	学生証等、在学の証明ができる書類の写し
③出産・育休中の利用	「産休・育休中における放課後児童クラブ利用申請書」 母子手帳の写し(出産予定日記載箇所)を添付してください。 ※ <u>母親の妊娠中及び産前産後の体調管理のため、<u>出産予定月を含む最長3カ月の期間、児童クラブの利用を認めることとします。</u></u>
④傷病等による利用	「児童クラブ利用に関する申立書」 傷病名や傷病の状況等必要事項を記入してください。
※ 世帯で複数児童の申込みをする場合、①～④は年長の児童の申請書に添付してください。	

(3) 田川市口座振替・自動払込利用申込書

… 利用料、保険料の引落しを希望する金融機関に提出

8 出欠の連絡について

出欠連絡表を支援員から配布しますので、利用予定を記入し利用月の3日前までに児童クラブに提出してください。(1か月分まとめて記入してください。)

利用の予定に変更が出た場合は、必ず事前に支援員に連絡してください。

9 お弁当とおやつについて

土曜日、長期休暇及び給食がない日については、児童クラブでの保育時間が1日となることから、お弁当とおやつが必要となりますので、忘れないようにお子さんに持たせてください。

なお、おやつについては100円程度のものを持たせてください。

※ 児童クラブではおやつは提供していません。また、弁当等の出前の注文も行っていない

給食のある日	土曜日・代休日	春・夏・冬休み (平日)	始業式後および終業式前の給食のない日
不 要	必 要	必 要	必 要

10 送迎に関わる注意事項

- ・ 児童の安全確保のため、保護者の方がクラブ入口までお迎えにきてください。
- ・ 児童クラブは18時30分に閉所します。必ず18時30分までにお迎えに来てください。
- ・ 安全面の配慮から児童のみでの帰宅は原則認めておりませんが、事情により児童のみで帰宅させる場合は事前に児童クラブへご相談ください。
- ・ 児童クラブから習い事・塾等への送迎は行っておりませんので、保護者の方の責任において、交通安全等の指導を行ってください。

11 インフルエンザ及び新型コロナウイルスへの対応について

- (1) 学級・学年閉鎖になった学級・学年の児童
期間：学級・学年閉鎖の実施日から終了日まで(土曜日も含む)
- (2) 学級・学年閉鎖にはなっていないが、インフルエンザ等に罹った児童
期間：医師の診断による出校停止期間中

12 退所について

入所後に児童クラブの利用を中止する場合は、児童クラブ利用中止届を児童クラブへ提出してください。

13 注意事項

利用料及び保険料の長期間滞納や児童クラブの運営に著しく支障をきたす場合(他の児童の迷惑となる行為や危害を加える行為を繰り返し危険と判断した場合)は利用ができなくなることもあり得ますのでご了承ください。

【問い合わせ先】

○児童クラブの利用申請や利用料等に関すること

田川市教育委員会 教育総務課 (☎0947-85-7165)

○児童クラブの運営や支援員に関すること

株式会社共立ソリューションズ 田川営業所 (☎0947-23-0009)

令和6年度 放課後児童クラブ利用申し込みについて

※令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

受付場所	・各児童クラブで受け付けます。
受付期間	・ 令和6年2月1日(木)から2月29日(木)まで ・ 平日は14時から18時まで、土曜日は8時から18時まで。 ただし、日祝日を除く。 (受付期間内での申請をお願いします。)
提出するもの	(1) 利用申請書 (2) 4月分出欠連絡表 (3) 勤務・勤労証明書(世帯内の対象者1人につき1枚) なお、就労していない方については、以下の書類の提出により 勤務・就労証明書の代わりとします。 ・学生の方 … 学生証など在学がわかる書類の写し ・出産、育児中の利用 … 「産休・育休中における放課後 児童クラブ利用申請書」 ・疾病等による利用 … 「児童クラブ利用に関する申立書」 <hr/> ☆利用料の減免申請 (4) 市町村民税非課税世帯の場合 <u>令和5年1月以降に田川市に転入した方または市外在住の方</u> で、非課税世帯である場合は、課税証明書の提出が 必要です。 (5) 生活保護世帯の場合 福祉事務所発行の生活保護証明書が必要です。
申請上の 注意点	① <u>求職活動中の方は就職決定後に申請してください。</u> ② <u>4月1日以降に継続して利用される方は必ず利用申請書を提出して</u> ください。(事前に申請が無い場合は利用できません。)
事前面談に ついて	・ <u>新規申込</u> の場合は、児童クラブで事前面談を行いますので、 面談日時の調整を行ってください。 なお、面談の際には必ずお子さんを連れてきてください。 利用にあたっての説明や、お子さんの健康面等についてお聞きしま す。

(※ 裏面もご覧ください)

春休み期間中の児童クラブ利用について

*小学校の主なスケジュール

(令和6年1月10日作成のため、内容が変更となる場合があります。)

3/19(火)	給食終了	3/22(金)	修了式			
4/1(月)	新1年生受入れ開始	4/5(金)	1学期 始業式	4/11(木)	入学式	

*日程表

3 月	日	19	21	22(修了式)	23	25	26	27	28	29	30	
	曜日	火	木	金	土	月	火	水	木	金	土	
	利用時間	授業終了~18:30				8:00~18:30						
	お弁当 おやつ	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

4 月	新2 ~ 6 年生	日	1	2	3	4	5(始業式)	6	8	9	10	11(入学式)	
		曜日	月	火	水	木	金	土	月	火	水	木	
		利用時間	8:00 ~ 18:30				授業終了 ~18:30	8:00~ 18:30	授業終了~18:30			8:00~ 18:30	
		お弁当 おやつ	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○
	新1 年生	利用時間	8:00 ~ 18:30										入学式終了 ~18:30
		お弁当	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
		おやつ	○	○	○	○	○	○	○	▲	▲	▲	○

※お弁当・おやつのお欄の▲は、新2~6年生の給食が開始された時点で不要となります。

*持ってくるもの

お弁当(出前は不可)・おやつ、水筒、タオル、ティッシュ、上履き(着替え)

※自習時間がありますので、学習プリントや本などを持参してください。

※児童クラブでは緊急の場合を除き、飲み物の提供ができませんので予めご了承ください。

児童クラブ保険（スポーツ安全保険）について

★ 保険の概要

登録児童が児童クラブ活動の施設内において、もしくはクラブ支援員の指導のもとに施設外の活動中に傷害を被った場合に給付金が支払われます。また、学校・自宅と児童クラブの往復途上も対象となります。ただし、全員加入が条件です。

★ 掛金 1名につき年間800円

★ 給付金の種類・保険金額

1 傷害保険

保険金種別	対象となる治療期間・限度日数	保険金額
死亡保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の死亡	2,000万円
後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の後遺障害	3,000万円 (最高)
入院保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の入院	4,000円 (日額)
手術保険金	事故の日からその日を含めて180日以内の所定の手術	・入院中： 入院保険日額の10倍 ・入院中以外： 入院保険日額の5倍
通院保険金	支払日数は <u>30日</u> を限度とし、事故の日からその日を含めて180日以内の通院	1,500円 (日額)

2 賠償責任保険

対人・対物賠償 合算1事故5億円
ただし、対人賠償は1人1億円

3 突然死葬祭保険

突然死（急性心不全、脳内出血など） 葬祭費用180万円

★ 取りまとめ機関、契約者

公益財団法人 スポーツ安全協会

★ 取扱保険会社

東京海上日動火災保険(株)他7社